

### 1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	採用後の職務内容
行 政	24人程度	知事部局又は教育委員会等（それぞれの出先機関等を含む。）に勤務し、行政事務に従事します。
警 察 行 政	3人程度	警察本部（出先機関を含む。）に勤務し、警察事務に従事します。
学 校 事 務	4人程度	県立学校又は市町村立学校に勤務し、学校事務に従事します。
心理判定員	1人程度	知事部局（出先機関を含む。）に勤務し、各職種に応じた専門的知識等を必要とする業務に従事します。
土 一般土木	3人程度	
木 農業土木	1人程度	
建 築	1人程度	
機 械	1人程度	
電 気	1人程度	
化 学	2人程度	
農 学	3人程度	
林 学	1人程度	
畜 産	2人程度	
薬 剤 師	1人程度	

※ 採用予定人員は、今後、変更になることがあります。

### 2 受験資格

以下①②のいずれかに該当する方

- ① 昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた方
- ② 昭和58年4月2日以降に生まれた方で学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は平成17年3月末までに卒業見込みの方（人事委員会が同等の資格があると認める方を含む。）

※ 「心理判定員」については、上記のほか、学校教育法による大学（短期大学を除く。）において心理学を専攻した方（卒業見込みを含む。ただし、教養課程のみの心理学履修者は除く。）

ただし、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者